

一、同五石 弥兵衛

但、去寅年買集、万屋助九郎へ売渡申候

同 村 市 平

一、同四石式斗

但、右同断、小倉綿屋茂兵衛へ売渡申候

節 丸 手 永 市 平

一、同四斗

但、去寅年買集、飴屋儀兵衛江売渡申候

下いら原村 治 作

一、同五石五斗

但、右同断、万屋助九郎へ売渡申候

上いら原村 常 藏

（天保十四年）
卯七月

天保十一年の産物会所設置後、長井手永で生産された菜種子は、崎山村市平の集荷分が小倉の綿屋茂兵衛へ売り渡され、崎山村弥兵衛の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。他方、節丸手永の菜種子は、下伊良原村治作の集荷分が行事の飴屋儀兵衛へ売り渡され、上伊良原村常藏の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。こうして、領内の菜種子を集め綿屋・飴屋・万屋らの菜種売捌方は、それぞれの持ち船で、大坂の菜種問屋へ菜種子を回送した。

小倉藩には、前述の「株仲間」のほかに、菜種子座や炭材木座・綿実座・綿実買集座・牛馬皮買座などの「座」があった。これらの座のうちで、最も発達していた座が油座で、種油・鯨油・胡麻油・白胡麻油などの油種によって卸売・受売・小売などの分科があった。

天保十二年、幕府の株仲間解散令により、小倉藩の座も株仲間と同じように名目上廃止された。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座は復活したが、明治五年（一八七二）、明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

三 榎実の生産と生蠟の流通

国産奨励と専売制

榎の実は、生蠟を取り、灯火用の和ろうそくや髻付け油の原料として重用された。犀川町域は、榎の実の特産地であった。榎の実を絞って生蠟を取る作業を板場（蠟板場）といった。町域には、板場や榎実仲買人がいて、生蠟の町域自給と榎実の域外移出が行われた。

藩は、領内で生産される榎実・菜種子・楮などの農作物や生蠟・菜種油などの加工商品を専売化し、国産奨励を推進した。

寛政六年（一七九四）、勝手方引請家老犬甘兵衛知寛は、藩財政再建のため、「御建替仕法」を発し、年貢増徴と農村商品作物の奨励を行った。本百姓の出夫や諸掛かりものを高割りから軒割りに改め、無高・遊民・職人・商人にまでこれらを賦課した。小作人に増作を奨励し、職人・商人・医師・後家にも耕作を義務づけ、これに従わない者は免許札を取り上げた。殖産興業としては、榎の栽培を指導し、奨励した（『北九州の歴史』）。これらの諸策で、窮乏化した藩財政は立ち直り、藩庫は充実したが、苛酷な年貢増徴で農村は疲弊し、荒廃した。

文政十年（一八二七）、藩は、田川郡赤池村に国産会所を新設し、生蠟・楮・鶏卵など二三品目を指定して集荷・販売した。この国産仕組で

は、米穀と生蠟が主として取り扱われ、集荷された産物は大阪を中心に販売された。

しかし、この国産仕組は、藩札の下落で失敗し、天保四年（一八三三）買米を中心とした国産方仕法が開始され、天保五年に国産方役所が設置された。同七年には、領内の余剰米を買い上げる米切手を発行し、産物買集所を企救郡田野浦と上毛郡宇島に設けた。

同十年には、この国産方仕法を中止し、生蠟方会所を設置した。郡中生蠟方の係のほか、江戸廻生蠟御会所御用掛として仲津郡大橋村の商人柏木勘七を任命、さらに諸産物田野浦引請世話方として京都郡行事村の飴屋喜兵衛と宇島の万屋助九郎を任命した。藩は、このように、柏木・飴屋・万屋ら豪商を会所仕法の世話人に登用し、徳人依存体制の殖産興業政策を推進していった。

この会所仕法は、弘化二年（一八四五）に中止され、その後、嘉永七年（一八五四）、勝手方引請家老島村志津摩貫倫は、小倉織・製薬・金山・石炭などの奨励をし、商品作物の開発と藩専売制を実施した。

小倉・行事・宇島の三か所に会所を設置し、田川郡と築城郡にそれぞれ一か所取次所を設けて、領内の米穀と諸産物を集荷し、藩の独占で販売した。

当初、櫛の実際の買集めは櫛板場免許人に限定されていたが、一八三〇年ごろには実際に集荷商人が発生していたので、藩は櫛中買人や櫛実問屋を追認していった。「長井手永大庄屋日記」嘉永六年の条には、御用板場櫛仲買人として、長井手永では、統命院・大坂・喜多良・大村・柳瀬・山鹿の各村にそれぞれ一人、崎山村に三人の名前が散見される。これらの櫛仲買人は、「櫛実買方提札」という免許札を藩より交付された。

櫛仲買人は、その反対給付として、毎年運上銀八匁六分を藩庫へ上納した。なお、慶応四年（一八六八）〜明治三年（二八七〇）には、統命院村藤七や崎山村林平蔵のように、板場御免札と櫛実仲買札の両札を持った職商人もいた。彼らは、櫛仲買札運上銀八匁六分と共に、板場札運上銀四三匁を銀小物成として毎年藩庫へ上納した。

櫛の実際の値段は、大坂相場を基準に、毎年十二月中旬に決まり、生蠟は大坂と下関へ回送し、販売された。

四 諸産物の生産と商人札

職人・商人 幕府や領主は、商業・工業・漁業その他の生業に従事と免許札 する個人や株仲間・座に特権的保護ないし利権を与えるときともに、その経済活動を統制し、反対給付として免許税や営業税に当たる冥加銀あるいは運上銀を上納させた。

小倉小笠原藩でも、職人や商人に、その営業権を公認した証しとして免許札を発行した。当藩では、この免許札のことを「免札」・「札」・「商人札」・「商札」・「棒札」などと呼んでいた。

免許札は、その身一代限りの営業権を保証するもので、他人へ譲渡したり、貸与することを禁じた。したがって、無札のものは商売ができなかった。

次の史料は、安政三年（一八五六）八月に、長井手永大熊村太右衛門が紙漣の免許札を申請したときの「覚」（「長井手永大庄屋日記」）である。

奉願口上覚

大熊村